

令和 9 年度（2027 年度）
研究会助成応募要項
一定款 第 4 条の 3、研究会助成事業一

公益財団法人 オリジナル医学振興財団

1. 助成対象

地域の内視鏡医学を推進する目的で継続的に開催され、かつ学識経験者の主宰する研究会を対象に、内視鏡に関する地域の医学の進歩・向上を行うために開催される研究会に助成します。

【 前提条件 】

- ・ 重複申請を認めていない他の助成機関へ同一の申請をしている場合は応募できません。
- ・ 本助成の対象は、内視鏡診療（診断・治療）の実演を検査室等から会場へ生中継し、会場参加者との質疑・意見交換を伴うライブデモンストレーション形式の研究会に限ります。
配信のみで会場開催を伴わないもの、または会場開催のみでライブデモンストレーションを伴わないものは、応募および助成の対象外となります。
- ・ ライブデモンストレーションにおける施術動画のリアルタイム配信は、当該研究会の会場内に限定して行ってください。不特定多数が閲覧可能なインターネット配信を行っている、または行う予定がある場合は、応募および助成の対象外となります。
- ・ セミナーにおける施術・治療行為の実施にあたっては、各実施者の所属施設の倫理委員会および安全管理委員会等の承認を得たうえで、関連学会等が定める倫理・安全管理等に関する規程・指針を遵守し、適正かつ安全に実施してください。
なお、当財団は、当該施術・治療行為の内容および実施に関して生じるいかなる責任も負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【 応募資格 】

本助成に応募できるのは、下記の要件をすべて満たす研究会に限ります。

- ・ 単年度で終了するものではなく、継続的に開催されていること。
- ・ 研究会の基盤が明確であり、以下を備えていること。
 - 発足の目的が明確化されていること。
 - 代表世話人をはじめとする複数の世話人で組織されていること。
 - 複数の企業による共催または協賛が確保されていること。
- ・ 関連する学会の後援または共催を得ていること。
- ・ 参加者数が 100 名を超える規模であること。
- ・ 開催地域を基盤としつつ、複数の都道府県から参加者を有すること。
- ・ 安全な手技の普及・教育活動を目的としていること。
- ・ 参加費を徴収して開催されるセミナーであること（特別な事情を除き、参加費無料の研究会については応募を受け付けません）。

※ 上記のいずれかの要件を欠く場合は、応募を受け付けません。

【 助成回数の制限 】

同一の代表世話人（主催者）または代表世話人（主催者）が所属する同一施設・同一診療科に対する助成は、年 1 回までとします。同一施設であっても主催診療科および開催趣旨が明確に異なる研究会については、この限りではありません。

なお、当財団は公益財団法人としての趣旨に基づき、継続的に開催され、内視鏡医技術の発展に持続的な貢献が認められる研究会については、翌年度以降においても引き続き助成の対象とする場合があります。

2. 開催期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）年 3 月 31 日までに開催される研究会

3. 応募方法

本助成の応募は、2026 年 4 月 1 日より、「助成応募登録システム」を通じて受け付けます。

以下の手順に従い、オンラインにて申請してください。

① 当財団ホームページの「助成応募登録システム」にアクセスし、マイページを取得（利用者登録）してください。

② マイページにログイン後、トップ画面より「研究会助成」を選択し、申請手続きを行ってください。

4. 応募締切

令和 8 年（2026 年）9 月 30 日 23:59

応募登録システムにて応募手続き（提出）が完了しているもののみ受け付けます。

作成途中の申請は受理されませんのでご注意ください。

5. 選考方法

当財団の選考委員により審査選考し、理事会の決議をもって採択となります。

6. 採否の通知

令和 8 年（2026 年）11 月（内定）、令和 9 年（2027 年）2 月（決定）。

内定および決定の段階でそれぞれ申請者宛に採否を連絡いたします。

7. 助成金 30 万円

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日以降、当該研究会の開催 1 ヶ月前に申請者の指定口座へ交付いたします。

助成が決定した場合には開催 1 ヶ月前まで、イベントの詳細が分かる資料（チラシやプログラム等）を添えて振込依頼書をご提出ください。

※ 当財団所定の振込依頼書は決定通知と併せてご案内致します。

※ 本助成金は研究活動の支援を目的とするものであるため、所属施設における間接経費（オーバーヘッド）の徴収はご遠慮いただいております。

8. 助成金の使途

研究会開催において必要な費用にご利用可能です。

9. 成果の報告

研究会終了後、財団所定の成果報告書および使途報告書を事務局に提出して下さい。

10. 助成決定後の注意事項

助成結果は当財団のホームページに掲載いたします。

虚偽の申告や不正行為などの問題が認められた場合には、内定・採択の取り消しや助成金の返金をしていただく場合がございます。

11. お問い合わせ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目16番7号 山葉ビル
公益財団法人 オリンパス医学振興財団 事務局
TEL・FAX：03-3375-3531
E-mail：endo-jfe@endo-jfe.or.jp